

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

借換手数料

Q：私は、不動産貸付業を行っており、高金利時代に銀行から借り入れた借入金を有していますが、この度、借入期間の途中でこの借入金の借換えを行うことにしました。

ところで、この借換えに当たって解約違約金を払うことになったのですが、この違約金の取扱いを教えてください。

A：一種の損害賠償金として必要経費になります。

【解説】

金融機関との金銭消費貸借契約においては、債務者が繰上返済をした場合には、金融機関に対して違約金を支払う旨の約定を交わすのが一般的なようです。

ご質問の場合の解約違約金はこの約定によるものと思われませんが、これは繰上返済による銀行が失う利益の補てんであり、一種の損害賠償金であると考えられます。

損害賠償金については、その支払うべき金額が確定した日を含む年分の必要経費に算入することになります。

ただし、これを年金として分割払いの方法により支払う場合は、その賦払金の支払期日が到来する都度、その支払期日の到来の金額を各年分の必要経費に算入することになります。

